

岸和田市附属機関への女性の参画促進に関する指針

1 目的

この指針は、市政への市民参画の推進及び公正で開かれた市政の実現のため、附属機関への女性の参画促進を図ることを目的とする。

2 定義

この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法律に基づき市長その他の執行機関に設置された附属機関をいう。

3 参画の目標値

各附属機関の委員の女性構成比率（附属機関の委員数のうち女性の委員数の占める割合をいう。）については、令和7年度末までに40%以上60%以下を達成することを目標とする。

4 参画促進の具体的方策

附属機関の委員の候補者の選定においては、次に掲げる事項に留意し、積極的に女性の参画促進を図るものとする。

- (1) 団体推薦枠の委員の候補者については、団体の長等に限定することなく、女性の推薦を関係団体等に働きかけるよう努めること。
- (2) 学識経験者から選任される委員の候補者については、できるだけ選定の対象を拡大し、関連分野で活躍する女性の選定に努めること。

5 所管部課長の責務

附属機関の事務局を所管する部課長（以下「所管部課長」という。）は、委員の候補者を選考するに当たっては、この指針の趣旨を十分理解し、任命権者に適切な候補者を推薦するなど、この指針に定められた女性参画の目標値をできるだけ早い時期に達成できるよう努めなければならない。

6 女性人材バンクの整備等

- (1) 男女共同参画担当課長は、女性人材バンクを整備し活用する。
- (2) 所管部課長は、男女共同参画担当課長と連携し、市内の情報のみならず近隣都市において活躍する人材を含め、できるだけ多くの女性の有識者、経験者の把握・発掘に努め、女性人材バンクの充実に協力しなければならない。

7 進行管理

- (1) 所管部課長は、毎年度、所管する附属機関の委員の選任状況を男女共同参画担当課長に報告しなければならない。
- (2) 男女共同参画担当課長は、毎年度、附属機関への女性参画状況を公表しなければならない。
- (3) 男女共同参画担当課長は、附属機関への女性参画の促進に必要と思われる事項につ

いて所管部課長に報告を求めることができる。

8 その他

男女共同参画担当課長は、女性参画の促進を図るため、モデルプランを作成するなど必要な措置を講ずる。

この指針は、平成14年4月23日から実施する。

平成18年4月1日改正

附 則

この指針は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から実施する。